

墨田区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（区長の責務） 第 4 条 〔略〕 2 区長は、区の債権について、債務者の収入状況及び滞納理由その他必要な事項の把握に努め、適切な措置を講ずるものとする。 （徴収停止） 第 1 1 条 区長は、区の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなき、かつ、<u>差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。</u> 債務者の所在が不明であり、かつ、<u>差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。</u> 〔略〕 （債権の放棄） 第 1 4 条 区長は、区の債権のうち、その額が 1 件当たり 3 0 0 万円以下であって、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の適用を受けている場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付を受けている場合をいう。）にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないとき。 ～ 〔略〕	〔同左〕 第 4 条 〔略〕 2 区長は、区の債権について、債務者の収入状況及び滞納理由その他必要な事項の把握に努め、適切な措置を<u>とるものとする。</u> 〔同左〕 第 1 1 条 〔同左〕 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなき、かつ、<u>差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。</u> 債務者の所在が不明であり、かつ、<u>差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。</u> 〔略〕 〔同左〕 第 1 4 条 〔同左〕 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の適用を受けている場合又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付を受けている場合をいう。）にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合で、弁済の見込みがないとき。 ～ 〔略〕

第 7 条の規定による措置を講じても、なお完全に履行されない当該区の債権について、当該措置に係る手続が終了したときにおいて、弁済する見込みがないと認められるとき。 第 11 条の規定により徴収を停止した当該区の債権について、当該停止した日から相当の期間を経過した後においても、弁済する見込みがないと認められるとき。 ・ [略] 2 [略]	第 7 条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて、弁済する見込みがないと認められるとき。 第 11 条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止をとった日から相当の期間を経過した後においても、弁済する見込みがないと認められるとき。 ・ [略] 2 [略]
---	--

付 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。